

学会員の皆様

平素よりお世話になっております。

Paxlovid の特例承認につきまして、重要な注意点がございますので、周知させていただきます。

11日未明に厚生労働省からプレス情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23815.html に引き続き正式な通達 <https://www.mhlw.go.jp/content/11123000/000895921.pdf> が出されました。

効能効果に関しては“1. 臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。2 重症度の高いSARS-CoV-2による感染症患者に対する有効性は確立していない”とのコメントが添付文書に付けられております。

最新のガイドラインは厚生労働省から示されますが、日本感染症学会から“COVID-19に対する薬物治療の考え方 第13版”

https://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/covid19_drug_220210.pdf

が2月10日付けで出ておりますので処方される際のご参考にして頂ければと存じます。

7ページ以下にPaxlovidに関する詳しい記述がございます。

Paxlovid (nirmatrelvir錠/リトナビル錠併用)は、リトナビルでCYP3Aにおける薬物代謝を阻害して薬剤の血中濃度を保つ薬剤であるため、CYP3Aで代謝される薬剤の血中濃度をほとんどの場合で上昇させます。**カルシウム拮抗剤・スタチンなどが代表**ですが、**精神安定剤など多くの薬が影響を受けます**。このため添付文書でも細かな併用禁忌・注意が設定されております。また、中等度の腎機能低下 (eGFR 30mL/min以上 60mL/min未満)では用量調整が必要となります。

こうした点に関する自治体への通達も10日に遡って発出されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html

通達：<https://www.mhlw.go.jp/content/000896601.pdf>

適正使用につきまして、くれぐれもご留意のほど、お願い申し上げます。

令和4年2月14日

日本呼吸器学会